

平成26年第1回
三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

(会議録第1号)

平成26年2月26日

三重県後期高齢者医療広域連合議会

平成26年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

招集年月日	1
招集場所	1
開会及び閉会の日時	1
出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した議会事務担当職員の職氏名	2
説明のため議場に出席した者の職氏名	2
議事日程	2
会議に付した事件	3
議事の経過	
議席の指定	5
会議録署名議員の指名	5
諸般の報告	5
会期の決定	6
副議長の選挙	6
副広域連合長の選任同意について	9
三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について	11
三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部の改正について	14
平成25年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)	15
平成25年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	18
平成26年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	22
平成26年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	25
議長の辞職について	29
議長の選挙	31
監査委員の選任同意について	32

平成26年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録（第1号）

1 招集年月日

平成26年2月26日 水曜日

1 招集場所

津市桜橋2丁目96番地 三重県自治会館 4階ホール

1 開会及び閉会の日時

開会 平成26年2月26日 午後1時31分

閉会 平成26年2月26日 午後2時34分

1 出席議員（25人）

1番	葛西豊一	2番	田矢修介
6番	世古口新吾	9番	田中謙一
10番	佐藤肇	12番	今井俊郎
13番	石井政	14番	岩田昭人
15番	安田正	16番	野村保夫
18番	吉野睦	20番	辻上浩司
21番	空森栄幸	23番	水谷俊郎
24番	渡辺昇	25番	田代兼二郎
27番	久保行男	28番	中井幸充
29番	中西康雄	30番	辻村修一
31番	中村順一	32番	山添英機
34番	尾上壽一	35番	古川弘典
36番	向井健雅		

1 欠席議員（11人）

3番	武内彦司	4番	土井数馬
5番	藤本亨	7番	小牧豊文

8番	中島清晴	11番	大森秀俊
17番	増田幸美	19番	大口秀和
22番	加藤隆	26番	川村康治
33番	小山巧		

1 職務のため議場に出席した議会事務担当職員の職氏名

書記長	谷川佳子	書記	大石幸広
書記	谷浩二	書記	清川萌美

1 説明のため議場に出席した者の職氏名

広域連合長	前葉泰幸	副広域連合長	木田久主一
副広域連合長	尾上武義	副広域連合長	西田健
監査委員	前田美和	事務局長	藤枝克二
会計管理者	倉田博美	事業課長	山口貴史
事業課主幹	真置寿子	事業課主幹	松田徹

1 議事日程（第1号）

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 諸般の報告
- 第4 会期の決定
- 第5 副議長の選挙
- 第6 議案第1号 副広域連合長の選任同意について
議案第2号 副広域連合長の選任同意について
- 第7 議案第3号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について
- 第8 議案第4号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部の改正について
- 第9 議案第5号 平成25年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第6号 平成25年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

第11 議案第7号 平成26年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

第12 議案第8号 平成26年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

1 会議に付した事件

日程第1～第12	議事日程のとおり
日程追加	議長の辞職について
日程追加	議長の選挙
日程追加	議案第9号 監査委員の選任同意について

1 議事の経過

○議会書記長（谷川佳子君）

議会書記長の谷川と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

本日は、公私何かとご多忙の中、ご参集賜りまして誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、昨年の11月に開催いたしました平成25年第2回定例会以降、新しく当広域連合議会議員に就任されました皆様をご紹介させていただきます。

まず、津市の田矢修介議員でございます。

○議員（田矢修介君）

田矢でございます。よろしく願い致します。（拍手）

○議会書記長（谷川佳子君）

続きまして、伊勢市の世古口新吾議員でございます。

○議員（世古口新吾君）

世古口でございます。よろしく願い致します。（拍手）

○議会書記長（谷川佳子君）

続きまして、桑名市の佐藤肇議員でございます。

○議員（佐藤肇君）

佐藤でございます。よろしくお願いいたします。（拍手）

○議会書記長（谷川佳子君）

続きまして、大台町の中西康雄議員でございます。

○議員（中西康雄君）

中西でございます。よろしくお願いいたします。（拍手）

○議会書記長（谷川佳子君）

本日欠席というご連絡を頂いておりますが、伊勢市の藤本亨議員をご紹介させていただきます。

以上でご紹介を終わらせていただきます。

それでは、平成26年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会の議事について、空森議長よろしくお願ひ致します。

午後1時31分 開会

○議長（空森栄幸君）

それでは、みなさん、こんにちは。

議長の空森でございます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は、25名でございます。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから、平成26年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

なお、議案説明のため、広域連合長以下関係者の出席を求めていますことをご報告いたします。

開議に先立ち、広域連合長から招集のごあいさつがあります。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（空森栄幸君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

平成26年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、議員の皆様方におかれましては、ご多用の折、ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

また、平素から、当広域連合の運営に格別のご理解とご協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

さて、今議会では、副広域連合長の選任同意が2件、条例の一部改正が2件、平成25年度の一般会計及び後期高齢者医療特別会計の補正予算、平成26年度の一般会計及び後期高齢者医療特別会計の当初予算案の議案を提出いたします。

それぞれの案件につきまして、ご審議をいただき、ご決議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

○議長（空森栄幸君）

ありがとうございました。

午後1時33分 開議

○議長（空森栄幸君）

それでは、本日の会議を開きます。

議事日程第1号より議事を進めます。

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長が指定いたします。

新たに選出された議員の議席は、ただいまご着席の席を指定いたします。

○議長（空森栄幸君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第107条の規定により、議席番号24番、渡辺昇議員、議席番号25番、田代兼二郎議員を指名いたします。

○議長（空森栄幸君）

日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から報告のありました、現金出納検査の結果については、お手元に配付のとおりであります。

○議長（空森栄幸君）

日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（空森栄幸君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

○議長（空森栄幸君）

日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によって行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（空森栄幸君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（空森栄幸君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

本広域連合議会の副議長に、議席番号36番、向井健雅議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました向井健雅議員を副議長の当選人として定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（空森栄幸君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま、指名いたしました向井健雅議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました向井健雅議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

副議長、就任についてご挨拶をお願いします。

○副議長（向井健雅君）

紀宝町議会の向井でございます。今回、皆様方のご推挙により副議長を拝命することになりました。今後とも、どうぞよろしくお願いを申し上げ、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。（拍手）

○議長（空森栄幸君）

ありがとうございました。

続きまして、広域連合長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（空森栄幸君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

平成26年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、私の所信の一端を申し述べ、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと

存じます。

さて、後期高齢者医療制度につきましては、制度発足後6年が経過し、高齢者の方々の状況に配慮しながら制度の改正等が行われ定着してまいりました。

しかしながら、高齢者人口の増加と高度な医療の普及等による医療費の増大とともに、医療を取り巻く環境は大きく変化してきております。

国におきましては、昨年8月21日まで設置されておりました「社会保障制度改革国民会議」の審議の結果を踏まえ、社会保障制度改革の全体像及び進め方を明らかにした「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」いわゆるプログラム法が、12月に公布されました。このプログラム法では、国民健康保険の財政運営の都道府県化を含めた、医療保険制度の財政基盤の安定化や保険料の国民負担に関する公平性の確保、医療保険の給付の対象となる療養の範囲の適正化等のために必要な措置を講ずるものとし、法改正が必要な事項は、平成27年の通常国会へ法律案を提出することを目指すこととされております。また、高齢者医療制度につきましては、その実施状況を踏まえて、必要な見直しに向けた検討を行うこととされております。

こうしたなか、当広域連合といたしましては、引き続き国の動向を注視しながら、後期高齢者医療制度の円滑な運営に努め、全国の広域連合と連携して必要な要望活動を行っていく所存でございます。

いずれにいたしましても、後期高齢者医療制度が将来にわたり持続可能な制度となるために、被保険者の方々が安心して医療を受けられるよう、安定的な財政運営はもちろんのこと、被保険者の資格管理や給付事務など、適正な運営に努めてまいります。

まず、増大する医療費を抑制するために、医療費の適正化が大きな課題となります。

ジェネリック医薬品差額通知は、関係機関のご理解のもと、平成25年度から実施させていただいております。こうした差額通知や医療費通知により、被保険者の皆様には医療費に対する認識を深めていただくよう努めてまいります。

また、レセプト点検による重複・頻回受診の防止、不正・不当利得の返還請求、第三者行為に係る求償や海外療養費の支給申請に対する審査等に取り組み、医療費の適正化につなげたいと考えております。

次に、保健事業につきましては、被保険者の健康管理と生活習慣病の早期発見に資するため、引き続き後期高齢者健康診査を実施してまいります。また、無医地区におきましては、関係する市町と連携して、健康増進のための事業や健康相談等を実施し、被保険者の健康保持への意識の啓発に努めます。加えて、市町が実施する人間ドック等には、その費用を負担し、更なる健康管理体制を維持するなど、医療費の抑制に努めます。

続きまして、保険料についてでございます。

平成26年度及び27年度分の保険料率に関しましては、今議会でご審議を

お願いするところでございますが、これまでの改定と同様、持てる余剰金と県財政安定化基金等を最大限に活用して、保険料の上昇の抑制に努めました。しかしながら、現行制度を継続していく上では、今回も保険料の上昇は必至であり、今後も適正な賦課を行い、保険料の滞納につきましては、保険料収納対策方針に基づきまして、関係機関の協力のもと、市町担当職員の研修も実施しながら、公平公正な対応に努めてまいります。

最後に、当広域連合といたしましては、本制度について、被保険者の方々をはじめ、住民の皆様のご理解をいただけるよう、引き続き各市町や県及び関係機関と緊密に連携し取り組んでまいりますので、議員の皆様方におかれましては、今後とも当広域連合の運営に、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（空森栄幸君）

ありがとうございました。

それでは、議事日程により会議を続けます。

日程第6、議案第1号から議案第2号、副広域連合長の選任同意についてを一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（空森栄幸君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第1号と議案第2号について一括してご説明申し上げます。「副広域連合長の選任同意について」につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項におきまして、副広域連合長は、関係市町の長のうちから、広域連合長が広域連合議会の同意を得て、これを選任することとされています。この規定に基づきまして、副広域連合長として、尾上武義大台町長、西田健紀宝町長を選任いたしたく、本議会の同意をお願いするものであります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（空森栄幸君）

以上で説明が終わりました。

本案について、質疑を行います。
質疑は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（空森栄幸君）
質疑なしと認めます。
これをもちまして、質疑を終わります。
これより、討論を行います。
討論は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（空森栄幸君）
討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終わります。
これより、1議案ずつ採決を行います。
議案第1号、尾上武義大台町長を副広域連合長に選任することについて、これに同意することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（空森栄幸君）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号は、同意することに決定をいたしました。

- 議長（空森栄幸君）
次に、議案第2号、西田健紀宝町長を副広域連合長に選任することについて、これに同意することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（空森栄幸君）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第2号は、同意することに決定いたしました。
尾上副広域連合長、西田副広域連合長におかれましては、これから会議への出席をお願いします。

〔尾上・西田副広域連合長 議場入場〕

○議長（空森栄幸君）

先ほど選任されました尾上副広域連合長、西田副広域連合長より、就任のご挨拶をお願いいたします。

○副広域連合長（尾上武義君）

皆さんこんにちは。大台町長の尾上でございます。広域連合の副広域連合長ということで、選任に同意をいただきまして、ありがとうございました。連合長を補佐しつつ、広域連合の進展に微力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、どうぞご支援いただきますようお願いいたします。ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副広域連合長（西田健君）

紀宝町の西田でございます。このたびは広域連合の副広域連合長ということで、ご推挙いただきまして、ありがとうございました。引き続きでありますけれども、これからも鋭意努力してまいりますので、皆様方のご指導賜りますようお願いを申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（空森栄幸君）

ありがとうございました。

○議長（空森栄幸君）

次に日程第7、議案第3号、三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（空森栄幸君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第3号についてご説明申し上げます。「三重県後期高齢者医療広域連合後

期高齢者医療に関する条例の一部の改正については、平成26年度及び平成27年度の保険料の所得割率、被保険者均等割額及び賦課限度額を定め、また、低所得者の負担軽減を図るため、条例の一部を改正し、平成26年4月1日から施行しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明いたします。

○事務局長（藤枝克二君）
議長。

○議長（空森栄幸君）
事務局長。

○事務局長（藤枝克二君）

議案第3号「三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について」の詳細について、ご説明申し上げます。

保険料は、被保険者の負担能力に応じた応能分の「所得割」と受益に応じて等しく賦課される応益分の「均等割」で構成され、個人単位で賦課させていただいております。

保険料を算出するための保険料率でございます「所得割率」と「均等割額」は、それぞれの広域連合で定めることとされており、保険料は、2年を財政期間としているため、2年ごとに見直しを行うこととしております。

現行条例では、平成24年度及び25年度の保険料率を定めているため、平成26年度及び27年度の保険料率を定める必要がございます。

この保険料率の算定にあたりましては、平成26年度、平成27年度の一人当たりの後期高齢者医療費を、平成22年度から平成25年度前半までの3年半の実績から1.18%伸びるものとし、さらに消費税の改正や診療報酬の改定を見込み、2年間の事業費を3千906億3千600万円と推計し、負担金等の保険料以外に見込まれる収入を差し引き、保険料必要額を402億500万円といたしました。

今回の保険料率の改定にあたりましては、保険料率の上昇を抑えるため、平成24年度、平成25年度における剰余金見込額「約4千100万円」及び県財政安定化基金からの交付金「12億円」を活用することにより、保険料必要額を389億6千400万円に引き下げ、必要な保険料の予定収納率を99.3%といたしまして、保険料賦課総額を392億3千900万円といたしました。

このように算出しました保険料賦課総額に基づき、平成26年度及び平成27年度の保険料率につきましては、第8条におきまして、所得割率を100分の8.30に改め、第9条におきまして、被保険者均等割額を4万3千500円

に改めますとともに、第10条におきまして、保険料の賦課限度額を施行令の改正にあわせて57万円に改めようとするものでございます。

また、低所得者の負担軽減の観点から、保険料の被保険者均等割額の2割軽減及び5割軽減の対象者を拡充するよう、施行令が改正されたことに伴いまして、第14条におきまして、第2号中から（当該世帯主を除く。）を削除し、第3号中の35万円を45万円に改めようとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（空森栄幸君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑は、ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（空森栄幸君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（空森栄幸君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第3号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（空森栄幸君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（空森栄幸君）

次に、日程第8、議案第4号、三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部の改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（空森栄幸君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第4号についてご説明申し上げます。「三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部の改正について」は、当条例が平成26年3月31日を期限に失効いたしますことから、平成26年度も継続となります低所得者等の保険料軽減措置に対応し、その財源である高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を適正に管理するため、条例の一部を改正し、この基金の失効期日を1年間延長して、公布の日から施行しようとするものであります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（空森栄幸君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（空森栄幸君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（空森栄幸君）

討論なしと認めます。

これもちまして、討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第4号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（空森栄幸君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（空森栄幸君）

次に、日程第9、議案第5号、平成25年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（空森栄幸君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第5号についてご説明申し上げます。「平成25年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千469万2千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6千13万2千円とするものであります。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明いたします。

○事務局長（藤枝克二君）

議長。

○議長（空森栄幸君）

事務局長。

○事務局長（藤枝克二君）

議案第5号「平成25年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」の詳細について、ご説明申し上げます。

はじめに歳入でございます。

お手元の資料番号⑧の7ページ、8ページをお願い申し上げます。

第1款、分担金及び負担金、第1項、負担金、第1目、市町負担金は、1千834万6千円の減額でございます。

第2款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目、保険料不均一賦課負担金は、2万8千円の増額でございます。これは、度会町におけます保険料不均一賦課に係る国庫負担金の増額分でございます。

第3款、県支出金、第1項、県負担金、第1目、保険料不均一賦課負担金は、2万8千円の増額でございます。これは、度会町における保険料不均一賦課に係る県負担金の増額分でございます。

9ページ、10ページをお願い申し上げます。

第4款、財産収入、第1項、財産運用収入、第1目、利子及び配当金は、2千円の増額でございます。これは、財政調整基金の利子でございます。

第6款、繰越金、第1項、繰越金、第1目、繰越金は、355万5千円の増額でございます。これは、前年度の繰越金でございます。

第7款、諸収入、第1項、預金利子、第1目、預金利子は、2万3千円の増額でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第7款、諸収入、第2項、雑入、第1目、雑入は、1万8千円の増額でございます。

続きまして、歳出でございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第1款、議会費、第1項、議会費、第1目、議会費は、40万5千円の減額でございます。主なものといたしましては、議員報酬の減額でございます。

第2款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費は、1千415万6千円の減額でございます。主なものといたしましては、職員の時間外勤務手当の減額、15ページ、16ページでございますが、広域連合派遣職員人件費負担金等の負担金の減額でございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

第2款、総務費、第3項、監査委員費、第1目、監査委員費は、3万5千円の減額でございます。主なものといたしましては、委員の費用弁償の減額でございます。

第3款、民生費、第1項、社会福祉費、第1目、老人福祉費は、5万6千円の増額でございます。これは、度会町におけます保険料不均一賦課に係る国庫負担金及び県負担金の増額によります保険料不均一賦課繰出金の増額でございます。

第4款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第1目、償還金は、16万円の増額でございます。これは、後期高齢者医療制度事業費補助金の返還金でございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

第5款、予備費、第1項、予備費、第1目、予備費は、31万2千円の減額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（空森栄幸君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（空森栄幸君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（空森栄幸君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第5号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（空森栄幸君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（空森栄幸君）

次に、日程第10、議案第6号、平成25年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（空森栄幸君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第6号についてご説明申し上げます。「平成25年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3千139万4千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千886億8千787万7千円とするものであります。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明いたします。

○事務局長（藤枝克二君）

議長。

○議長（空森栄幸君）

事務局長。

○事務局長（藤枝克二君）

議案第6号「平成25年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の詳細について、ご説明申し上げます。

はじめに歳入でございます。

資料番号⑨の7ページ、8ページをお願いいたします。

第1款、市町支出金、第1項、市町支出金、第1目、事務費等負担金は、1億4千382万3千円の減額でございます。これは、一般管理事務費負担金などの負担金の減額、過年度の負担金の精算による減額でございます。

第2目、保険料等負担金は、2千329万9千円の減額でございます。これは、保険料負担金の当初の見込みからの減と、保険基盤安定制度負担金の確定による減でございます。

第3目、療養給付費負担金は、5千891万7千円の増額でございます。これは、平成24年度の療養給付費負担金の精算による不足分の市町負担分でご

ございます。

第2款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目、療養給付費負担金は、3億9千141万2千円の減額でございます。これは、対象となる療養給付費の減による負担金の減でございます。

第2目、高額医療費負担金は、1千17万9千円の増額でございます。これは、80万円を超えるレセプトの増による負担金の増でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第2款、国庫支出金、第2項、国庫補助金、第1目、調整交付金は、2千712万3千円の減額でございます。これは、対象となります医療給付費及び健康増進事業費の減による交付金の減でございます。

第4目、後期高齢者医療制度事業費補助金は、109万5千円の減額でございます。これは、健康診査事業費及び保険者機能強化事業費の減による補助金の減でございます。

第6目、後期高齢者医療災害臨時特例補助金は、13万3千円の増額でございます。これは、東日本大震災に係る保険料等の減免措置に対する補助金でございます。

第3款、県支出金、第1項、県負担金、第1目、療養給付費負担金は、1億3千47万2千円の減額でございます。これは、対象となる療養給付費の減による負担金の減でございます。

第2目、高額医療費負担金は、1千17万9千円の増額でございます。これは、対象となります高額のレセプトの増による負担金の増でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第3款、県支出金、第2項、財政安定化基金支出金、第1目、財政安定化基金交付金は、5億円の減額でございます。これは、交付金の見込額の減によるものでございます。

第4款、支払基金交付金、第1項、支払基金交付金、第1目、後期高齢者交付金は、1億4千313万2千円の増額でございます。これは、対象となります医療給付費の増による社会保険診療報酬支払基金から交付されます後期高齢者支援金の増でございます。

第5款、特別高額医療費共同事業交付金、第1項、特別高額医療費共同事業交付金、第1目、特別高額医療費共同事業交付金は、208万7千円の増額でございます。これは、対象となります1件あたり400万円を超えるレセプトの増による交付金の増でございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第6款、財産収入、第1項、財産運用収入、第1目、利子及び配当金は、111万7千円の増額でございます。これは、制度臨時特例基金及び事業運営基金の運用利子でございます。

第7款、繰入金、第1項、一般会計繰入金、第1目、一般会計繰入金は、5

万5千円の増額でございます。これは、度会町におけます保険料不均一賦課に係る国、県からの負担金の増によるもので、一般会計からの繰入金でございます。

第7款、繰入金、第2項、基金繰入金、第1目、後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金は、3千549万2千円の増額、第2目、後期高齢者医療事業運営基金繰入金は、87万8千円の増額でございます。これらは、それぞれの基金からの繰入金でございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

第8款、繰越金、第1項、繰越金、第1目、繰越金は、8億1千794万3千円の増額でございます。これは、前年度繰越金でございます。

第10款、諸収入、第2項、預金利子、第1目、預金利子は、365万円の増額でございます。

第10款、諸収入、第3項、雑入、第2目、第三者納付金は、43万2千円の減額でございます。これは、第三者行為の減によるものでございます。

第3目、返納金は、250万円の増額でございます。これは、負担割合相違等の返納金の増によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費は、7千444万7千円の減額でございます。主なものとしていたしましては、通信運搬費、広域連合電算処理システム事業委託料及び事務処理機器借上料の減でございます。

第2款、医療給付費、第1項、療養諸費、第1目、療養給付費等は、2億362万3千円の増額でございます。これは、当初の見込みからの増でございます。

第2目、療養費は、2億4千397万円の減額でございます。これは、補装具、鍼灸、あんま、マッサージ、柔道整復等の療養費の当初見込みからの減でございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

第4目、審査支払手数料は、667万3千円の減額でございます。これは、審査レセプト件数の減によるものでございます。

第2款、医療給付費、第2項、高額療養諸費、第1目、高額療養諸費は、1億6千247万9千円の減額でございます。これは、1か月の医療費の自己負担額が高額になった場合に、自己負担限度額を超えた分を支給するもので、当初の見込みからの減でございます。

第2目、高額介護合算療養費は、690万2千円の減額でございます。これは、後期高齢者医療及び介護保険の両方から給付を受け、年間の自己負担額が高額になった場合に、自己負担限度額を超えた分を支給するものでございまして、当初の見込みからの減でございます。

21ページ、22ページをお願いいたします。

第2款、医療給付費、第3項、その他医療給付費、第1目、葬祭諸費は、610万円の増額でございます。これは、当初の見込みからの増でございます。

第3款、県財政安定化基金拠出金、第1項、県財政安定化基金拠出金、第1目、県財政安定化基金拠出金は、66万9千円の減額でございます。これは、平成25年度分が確定したことによるものでございます。

23ページ、24ページをお願いいたします。

第4款、特別高額医療費共同事業拠出金、第1項、特別高額医療費共同事業拠出金、第1目、特別高額医療費共同事業拠出金は、500万3千円の減額でございます。これは、レセプト1件あたり400万円を超える医療費のうち、200万円を超える部分の財政調整に係る共同事業拠出金でございまして、平成25年度分の拠出金が確定したことによる減でございます。

第2目、特別高額医療費共同事業事務費拠出金は、1万5千円の減額でございます。これは、平成25年度分事務費拠出金が確定したことによる減でございます。

25ページ、26ページをお願いいたします。

第5款、保健事業費、第1項、健康保持増進事業費、第1目、健康診査費は、5千161万6千円の減額でございます。これは、健康診査受診者が当初見込みより少なかったことによります減でございます。

第2目、その他健康保持増進費は、1千180万9千円の減額でございます。主なものとしたしましては、各市町での長寿・健康推進事業において、事業の実施が当初見込みより少なかったことによる減でございます。

第7款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第3目、償還金は、2億2千246万6千円の増額でございます。これは、国庫支出金等精算返還金の増でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（空森栄幸君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（空森栄幸君）

質疑なしと認めます。

これもちまして、質疑を終わります。

これより、討論を行います。
討論は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（空森栄幸君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（空森栄幸君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（空森栄幸君）

次に、日程第11、議案第7号、平成26年度三重県後期高齢者医療広域連
合一般会計予算を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（空森栄幸君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第7号についてご説明申し上げます。「平成26年度三重県後期高齢者医
療広域連合一般会計予算」につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出
それぞれ1億6千668万9千円とするものであります。前年度と比べ、81
3万5千円の減額であります。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明いたします。

○事務局長（藤枝克二君）

議長。

○議長（空森栄幸君）

事務局長。

○事務局長（藤枝克二君）

議案第7号「平成26年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」の詳細について、ご説明申し上げます。

はじめに、歳入でございます。

資料番号⑩、7ページ、8ページをお願いいたします。

第1款、分担金及び負担金、第1項、負担金、第1目、市町負担金は、1億6千640万9千円の計上でございます。これは、広域連合議会、広域連合事務局の運営に要する費用に対する構成市町負担金でございます。

第2款、国庫支出金、第2項、国庫補助金、第1目、後期高齢者医療制度事業費補助金は、23万円の計上でございます。これは、保険者機能強化事業補助金で、医療保険者等の「意見を聞く場」として設置をいたしております「運営協議会」に要する費用に対する補助金でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第3款、財産収入、第1項、財産運用収入、第1目、利子及び配当金は、1千円の計上でございます。これは、財政調整基金の利子でございます。

第4款、繰越金、第1項、繰越金、第1目、繰越金は、1千円の計上でございます。これは、前年度繰越金で、頭出しの金額でございます。

第5款、諸収入、第1項、預金利子、第1目、預金利子は、1千円の計上でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第5款、諸収入、第2項、雑入、第1目、雑入は、4万7千円の計上でございます。

以下の県支出金、繰入金につきましては、当年度での計上はございません。続きまして、歳出でございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第1款、議会費、第1項、議会費、第1目、議会費は、77万3千円の計上でございます。これは、議員報酬及び費用弁償、議会の会場使用料でございます。

第2款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費は、1億6千513万4千円の計上でございます。主なものとしたしましては、一般職給1名分の給料、時間外勤務手当などの職員手当等、共済組合負担金などの共済費、臨時職員2名分の賃金、続きまして、15ページ、16ページをお願いいたします。出張などの旅費、消耗品費などの需用費、電算機保守点検委託料などの

委託料、事務所借上料などの使用料及び賃借料、広域連合派遣職員の人件費負担金、などがございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

第2款、総務費、第2項、選挙費、第1目、選挙管理委員会費は、3万8千円の計上でございます。これは、選挙管理委員の報酬及び費用弁償、委員会の会場使用料でございます。

第2款、総務費、第3項、監査委員費、第1目、監査委員費は、24万3千円の計上でございます。これは、監査委員の報酬及び費用弁償、会場使用料でございます。

第3款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第1目、償還金は、1千円の計上でございます。これは、国庫支出金等精算返還金でございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

第4款、予備費、第1項、予備費、第1目、予備費は、50万円の計上でございます。

以下の民生費につきましては、度会町の不均一賦課がなくなりましたので、計上はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（空森栄幸君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（空森栄幸君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（空森栄幸君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第7号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（空森栄幸君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（空森栄幸君）

次に、日程第12、議案第8号、平成26年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（空森栄幸君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第8号についてご説明申し上げます。「平成26年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1千936億9千331万4千円とするものであります。前年度と比べ、66億75万3千円の増額で、例年同様、医療給付費の伸びがその主な要因であります。

また、一時借入金の借入れの最高額は、70億円といたしまして、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、同一款内で各項相互に流用するものであります。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明いたします。

○事務局長（藤枝克二君）

議長。

○議長（空森栄幸君）

事務局長。

○事務局長（藤枝克二君）

議案第8号「平成26年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の詳細について、ご説明申し上げます。

まずは、歳入でございます。

資料番号⑪の7ページ、8ページをお願いいたします。

第1款、市町支出金、第1項、市町支出金、第1目、事務費等負担金は、7億4千6万5千円の計上でございます。これは、一般管理事務費負担金、健康診査事業負担金及び健康診査事業事務費負担金でございます。

第2目、保険料等負担金は、181億2千299万6千円の計上でございます。これは、保険料負担金及び保険基盤安定制度負担金でございます。

第3目、療養給付費負担金は、151億4千84万5千円の計上でございます。

第2款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目、療養給付費負担金は、454億2千253万5千円の計上でございます。

第2目、高額医療費負担金は、7億1千742万8千円の計上でございます。9ページ、10ページをお願いいたします。

第2款、国庫支出金、第2項、国庫補助金、第1目、調整交付金は、166億4千219万5千円の計上でございます。これは、普通調整交付金及び特別調整交付金でございます。

第3目、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、14億2千154万円の計上でございます。これは、低所得者等の保険料軽減措置に係る交付金でございます。

第4目、後期高齢者医療制度事業費補助金は、1億2千975万3千円の計上でございます。これは、健康診査事業及び保険者機能強化事業の補助金でございます。

第3款、県支出金、第1項、県負担金、第1目、療養給付費負担金は、151億4千84万5千円の計上でございます。

第2目、高額医療費負担金は、7億1千742万8千円の計上でございます。11ページ、12ページをお願いいたします。

第3款、県支出金、第2項、財政安定化基金支出金、第1目、財政安定化基金交付金は、1千円の計上でございます。

第4款、支払基金交付金、第1項、支払基金交付金、第1目、後期高齢者交付金は、777億6千363万4千円の計上でございます。

第5款、特別高額医療費共同事業交付金、第1項、特別高額医療費共同事業交付金、第1目、特別高額医療費共同事業交付金は、2千846万2千円の計上でございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第6款、財産収入、第1項、財産運用収入、第1目、利子及び配当金は、2

千円の計上でございます。これは、基金の利子でございます。

第7款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目、後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金は、14億257万8千円の計上でございます。これは、保険料の追加軽減措置及び激変緩和措置等のための基金からの繰入金でございます。

第2目、後期高齢者医療事業運営基金繰入金は、1億円の計上でございます。次の一般会計繰入金は、当年度での計上はございません。

15ページ、16ページをお願いいたします。

第8款、繰越金、第1項、繰越金、第1目、繰越金は、1千円の計上でございます。これは、前年度繰越金の頭出しでございます。

第9款、県財政安定化基金借入金、第1項、県財政安定化基金借入金、第1目、県財政安定化基金借入金は、1千円の計上でございます。

第10款、諸収入、第1項、延滞金、加算金及び過料、第1目、延滞金は、1千円、第2目、過料も、1千円の計上でございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

第10款、諸収入、第2項、預金利子、第1目、預金利子は、1千円の計上でございます。

第10款、諸収入、第3項、雑入、第1目、違約金及び延納利息は、1千円、第2目、第三者納付金は、2億円、第3目、返納金は、300万円、第4目、雑入は、1千円の計上でございます。

続きまして、歳出でございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費、20億4千683万8千円の計上でございます。主なものといたしましては、通信運搬費などの役務費、国保連合会事務委託料などの委託料、事務処理機器借上料の使用料及び賃借料、事務費負担金などの負担金、補助及び交付金、基金積立金などがございます。

第2款、医療給付費、第1項、療養諸費、第1目、療養給付費等は、1千860億3千72万1千円の計上でございます。これは、診療費、調剤報酬などの保険者負担金でございます。

21ページ、22ページをお願いいたします。

第2目、療養費は、14億6千404万4千円の計上でございます。これは、一般診療費、補装具、柔道整復師の施術などの保険者負担金でございます。

第3目、移送費は、10万円の計上でございます。

第4目、審査支払手数料は、4億4千581万3千円の計上でございます。これは、診療報酬の審査及び支払いの手数料でございます。

第2款、医療給付費、第2項、高額療養諸費、第1目、高額療養諸費は、14億4千881万4千円の計上でございます。これは、1か月の医療費の自己負担額が高額になった場合に、自己負担限度額を超えた分を支給するものでござ

ございます。

第2目、高額介護合算療養費は、1億3千286万1千円の計上でございます。これは、後期高齢者医療及び介護保険の両方から給付を受け、年間の自己負担額が高額になった場合に、自己負担限度額を超えた分を支給するものでございます。

23ページ、24ページをお願いいたします。

第2款、医療給付費、第3項、その他医療給付費、第1目、葬祭諸費は、7億6千140万円の計上でございます。

第3款、県財政安定化基金拠出金、第1項、県財政安定化基金拠出金、第1目、県財政安定化基金拠出金は、7千913万4千円の計上でございます。

25ページ、26ページをお願いいたします。

第4款、特別高額医療費共同事業拠出金、第1項、特別高額医療費共同事業拠出金、第1目、特別高額医療費共同事業拠出金は、4千44万6千円の計上でございます。これは、レセプト1件あたり400万円を超える医療費のうち、200万円を超える部分の財政調整に係る共同事業拠出金でございます。

第2目、特別高額医療費共同事業事務費拠出金は、15万円の計上でございます。

第5款、保健事業費、第1項、健康保持増進事業費、第1目、健康診査費は、9億7千413万9千円の計上でございます。これは、健康診査受診に係る委託料でございます。

第2目、その他健康保持増進費は、4千483万6千円の計上でございます。これは、無医地区におけます健康保持増進事業費及び健康保持増進啓発事業費でございます。

27ページ、28ページをお願いいたします。

第6款、公債費、第1項、公債費、第1目、一時借入金利子は、291万7千円の計上でございます。これは、一時借入金を行った場合の利子でございます。

第7款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第1目、還付加算金は、10万円、第2目、保険料還付金は、2千100万円、第3目、償還金は、1千円の計上でございます。

29ページ、30ページをお願いいたします。

第8款、予備費、第1項、予備費、第1目、予備費は、2億円の計上でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（空森栄幸君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。
質疑は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（空森栄幸君）
質疑なしと認めます。
これをもちまして、質疑を終わります。
これより、討論を行います。
討論は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（空森栄幸君）
討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終わります。
これより、採決を行います。
議案第8号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（空森栄幸君）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

- 議長（空森栄幸君）
ここで、議事整理のため、暫時休憩いたします。
自席で、しばらくお待ちください。

午後2時24分 休憩

午後2時26分 開議

- 副議長（向井健雅君）
休憩前に引き続き、会議を開きます。
休憩中に空森栄幸議員から、議長の辞職願が提出されました。
お諮りします。
この際、議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに、ご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（向井健雅君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長の辞職についてを日程に追加し、議題といたします。

議長の辞職願を議会書記長に朗読させます。議会書記長。

○議会書記長（谷川佳子君）

平成26年2月26日、三重県後期高齢者医療広域連合議会、副議長、向井健雅様、三重県後期高齢者医療広域連合議会、議長、空森栄幸、議長辞職願、このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

○副議長（向井健雅君）

なお、地方自治法第117条の規定による除斥のため、空森議長は退席されておりますので、ご報告申し上げます。

お諮りします。

空森栄幸議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（向井健雅君）

ご異議なしと認めます。

よって、空森栄幸議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

退席中の空森議員の入場を許可いたします。

〔空森議員入場〕

前議長の空森議員からご挨拶がございます。

○前議長（空森栄幸君）

皆様のおかげを持ちまして、議事が全てスムーズに進みましたことを心から厚く御礼申し上げます。どうも一年間ありがとうございました。（拍手）

○副議長（向井健雅君）

ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（向井健雅君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によって行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（向井健雅君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（向井健雅君）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

本広域連合議会の議長に、田矢修介議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました、田矢修介議員を議長の当選人として定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（向井健雅君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました田矢修介議員が、議長に当選されました。
ただいま、議長に当選されました田矢修介議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

田矢修介議員、議長就任について、ご挨拶をお願いします。

○議長（田矢修介君）

ただいま、議長に選出いただきました津市の田矢修介でございます。後期高齢者医療制度の適切かつ円滑な運営に向けまして、はなはだ微力ではございますが、皆様方のご支援、ご協力のもと、議会運営に努めてまいりますので、どうかよろしくお願い致します。（拍手）

○副議長（向井健雅君）

ありがとうございました。

それでは、議長と交代します。

田矢議長、議長席にお着き願います。

皆様のご協力、誠にありがとうございました。（拍手）

〔向井副議長、議長席から離席 田矢議長、議長席に着席〕

○議長（田矢修介君）

これより、議長を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

お諮りいたします。

ただいま、議案第9号、監査委員の選任同意について、広域連合長から日程追加の申し出がございましたので、これを日程に追加し、議題とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田矢修介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号を日程に追加し、議題といたします。

本件につきまして、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（田矢修介君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第9号についてご説明申し上げます。「監査委員の選任同意について」につきましても、議会のうちから選任する監査委員として、中島清晴議員を選任いたしたく、本議会の同意をお願いするものであります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（田矢修介君）

以上で説明が終わりました。

本案につきましても、質疑を行います。

質疑は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田矢修介君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田矢修介君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第9号につきましても、同意することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田矢修介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、同意することに決定いたしました。

○議長（田矢修介君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は、すべて終了いたしました。

平成26年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時34分 閉会